

岡山地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税賦課決定処分取消等請求事件
国側当事者・国(玉島税務署長)
平成28年5月31日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	作花 知志
被告	国
同代表者法務大臣	岩城 光英
処分行政庁	玉島税務署長 四元 誠
被告指定代理人	浅田 伊世雄
同	笹木 祐司
同	野田 仁志
同	矢野 聡彦
同	阿井 賢二
同	下井田 佳孝

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 処分行政庁が原告に対して平成23年6月27日付けでした次の処分をいずれも取り消す。
 - (1) 平成16年分の所得税の更正処分のうち、総所得金額281万7370円、還付を受けるべき税額5万6463円を超える部分及び重加算税の各賦課決定処分(平成25年5月9日付けでされた裁決により一部が取り消された後のもの)
 - (2) 平成17年分の所得税の更正処分のうち、総所得金額488万9399円、納付すべき税額75万5500円を超える部分、過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分
 - (3) 平成18年分の所得税の更正処分のうち、総所得金額265万0748円、還付を受けるべき税額35万7042円を超える部分及び重加算税の各賦課決定処分
 - (4) 平成19年分の所得税の更正処分のうち、総所得金額381万3628円、納付すべき税額31万5600円を超える部分及び重加算税の各賦課決定処分
 - (5) 平成20年分の所得税の更正処分のうち、総所得金額394万7963円、還付を受けるべき税額51万5719円を超える部分及び重加算税の各賦課決定処分
 - (6) 平成21年分の所得税の更正処分のうち、総所得金額283万1719円、還付を受けるべき税額60万6519円を超える部分及び重加算税の各賦課決定処分
 - (7) 平成22年分の所得税の更正処分のうち、総所得金額426万3200円、還付を受ける

べき税額57万1489円を超える部分及び重加算税の各賦課決定処分

- 2 被告は、原告に対し、33万円及びこれに対する平成22年10月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

本件は、平成16年分ないし平成22年分の所得税に係る確定申告及び平成16年分及び平成17年分の修正申告をした原告が、処分行政庁から、各年度の所得税について更正処分、重加算税及び平成17年度の過少申告加算税の各賦課決定処分を受け、処分行政庁への異議申立てが棄却されたことから、国税不服審判所に対して審査請求をしたところ、平成16年分の重加算税について一部取消しがされたものの、その余の審査請求が棄却されたことから、上記各処分の取消しを求めるとともに、玉島税務署の職員が原告の所有地内に無断で立ち入るなどしたために精神的苦痛を被ったとして、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料及び弁護士費用33万円及びこれに対する上記立入日である平成22年10月31日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

- 1 前提事実（当事者間に争いがなく、後掲証拠等により優に認めることができる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、昭和●年●月生まれであり、岡山県浅口市（平成18年3月2日行政区画変更前は浅口郡）の市議会議員として議員報酬を受けていたほか、不動産賃貸業を営んでいた。

イ（ア）乙（以下「乙」という。）は、原告の妻であり、丙（以下「丙」という。）は、原告と乙の長女で昭和●年●月生まれであり、丁（以下「丁」という。）は、原告と乙の長男で昭和●年●月生まれである（原告、乙、丙及び丁を併せて以下「原告家族ら」と総称する。）。

（イ）原告、乙及び丁は、同居して生活を共にしている（弁論の全趣旨）。

（ウ） a 丙は、平成11年頃婚姻し、下記bの住所地に自宅を構えて生活している（証人丙、弁論の全趣旨）。

b 丙の住所所在地は、岡山県倉敷市●●番●●であり、同土地の周辺には、同番●●の土地及び同番●●の土地があり、住宅地図上は駐車場とされている。また南側の公道から自動車で丙宅及び上記各土地へ出入りするには、同番●●の土地を通る必要があるところ、同番●●の土地の登記記録上の地目は「公衆用道路」であって、現況はアスファルトが敷かれ、通路状を呈している（同番●●の土地を以下「本件通路」という。）。上記各土地は、いずれも原告が所有している（甲6、7、乙108、証人丙）。

c 上記bの各土地の状況は、別紙のとおりである。

ウ A有限会社（以下「A社」という。）は、宅地造成及び家屋新築販売等を目的とする会社であり、平成17年12月●日に設立された。A社の本店所在地は、岡山県浅口市であり、取締役は丁である（乙17）。

エ B株式会社（以下「B社」という。）は、自動車洗車機の製造、販売、リース業等を目的とする会社であり、平成4年2月●日に設立された。B社の本店所在地は、岡山県浅口市であり、代表取締役は原告である（乙18）。

オ 戊は、国税調査官であり、平成20年7月から平成24年6月頃まで玉島税務署の個人課税第●部門上席国税調査官として原告の所得税の税務調査（以下「本件調査」という。）

をしていた（同人を以下「本件調査官」という。乙111、証人戊（以下「証人戊」という。))。

(2) 本件訴訟に至る経緯

ア 原告は、平成16年分から平成22年分まで（併せて以下「本件各年分」という。）の所得税の確定申告を、別表1-1及び同1-2の「確定申告」欄記載のとおり、いずれも法定申告期限内にした（以下「本件各確定申告」といい、本件各確定申告に際し玉島税務署に提出された確定申告書を「本件各確定申告書」という。）。

イ 原告は、平成16年分及び平成17年分について、別表1-1の「修正申告」欄記載のとおり、いずれも平成18年9月12日に修正申告をした。

ウ 玉島税務署は、原告の本件各年分の所得税に係る調査（以下「本件調査」という。）をし、その結果に基づき、原告に対し、別表1-1及び同1-2の「更正処分等」欄記載のとおり、平成23年6月27日付けで、以下の各処分をした。

(ア) 本件各年分の所得税の各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）

(イ) 本件各年分の所得税に係る重加算税の各賦課決定処分（以下「本件重加算税各賦課決定処分」という。ただし、後記裁判により一部取り消された後のものに限る。）

(ウ) 平成17年分の所得税に係る過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件過少申告加算税賦課決定処分」という。）

（以下、本件重加算税各賦課決定処分及び本件過少申告加算税賦課決定処分を併せて「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分を併せて「本件各処分」という。）

(エ) 原告は、同年8月17日、処分行政庁に対し、別表1-1及び同1-2の「異議申立て」欄記載のとおり、本件各処分の全部の取消しを求めて異議申立てをしたが、処分行政庁は、同「異議決定」欄記載のとおり、同年11月14日付けで異議申立てをいずれも棄却する旨の決定をした。

(オ) 原告は、同年12月13日、国税不服審判所長に対し、上記(エ)の決定を不服とし、本件各処分の全部の取消しを求めて、別表1-1及び同1-2の「審査請求」欄記載のとおり、審査請求をしたが、国税不服審判所長は、同「裁判」欄記載のとおり、平成25年5月9日付けで平成16年分の重加算税の賦課決定処分の一部を取り消し、その余の審査請求を棄却する旨の裁判をした。

エ 原告は、平成25年10月22日、本件訴えを提起した（当裁判所に顕著な事実）。

(3) 本件に係る不動産について

ア (ア) 原告家族らが登記記録上の所有名義人となっている又はなっていた土地は、別表5のとおりである（以下、別表5の各土地につき、同表の順号ごとに「本件順号1土地」などと呼称し、同記載の各土地を併せ、以下「本件各土地」という。）。

(イ) 原告家族らが登記記録上の所有名義人となっている又はなっていた建物は、別表6のとおりである（以下、別表6の各建物につき、同表の順号ごとに「本件順号1建物」などと呼称し、同記載の各建物を併せ、以下「本件各建物」という。）

(ウ) 以下、下記略称を用いる。

a 本件各土地と本件各建物を併せて「本件各不動産」という。

b 本件各不動産のうち登記記録上の所有者が丁であるもの（本件順号12土地並び

に同土地上の本件順号6及び7建物、本件順号13土地及び同土地上の本件順号8建物、本件順号14及び15土地並びに同土地上の本件順号9建物)を併せて「本件各丁名義不動産」という。

c 本件各不動産のうち登記記録上の所有者が丙であるもの(本件順号10建物、本件順号16土地及び同土地上の本件順号11建物、本件順号17土地並びに同土地上の本件順号12及び13建物、本件順号18ないし20土地及び同土地上の本件順号14建物、本件順号21土地及び同土地上の本件順号15建物)を併せて「本件各丙名義不動産」という。)

d 本件各丁名義不動産及び本件各丙名義不動産を併せて「本件丁名義不動産等」という。

イ 本件各不動産のうち、下記のもの(いずれも登記記録上の所有者が原告であるもの)について原告が所有することは、当事者間に争いが無い。

(ア) 本件順号1土地ないし本件順号11土地(ただし、本件順号1土地については持分2分の1に限り、本件順号9ないし11については譲渡前に限る。)

(イ) 本件順号1建物ないし本件順号5建物(ただし、本件順号1建物については持分2分の1に限る。)

(4) 本件各建物に係る賃貸借契約について

ア (ア) 本件各年分において、本件各建物のうち、賃貸に供されていた建物及びその賃貸借契約の内容は、別表7のとおりである。

(イ) 以下、下記略称を用いる。

a 別表7の各建物を併せて「本件各賃貸建物」という。

b 別表7の各賃貸借契約を併せて「本件各賃貸借契約」という。

イ 本件各賃貸借契約に係る賃料のうち、別表7のNo.2、No.5ないし9の建物については、原告が賃貸人として賃料を収受していた。

(5) 本件各不動産の取得及び処分状況並びに利用状況について

ア 本件各土地の取得及び処分状況並びに利用状況は、別表5の「登記上の所有者」欄、「原因及びその日付」欄、「備考」欄に各記載のとおりである。

イ 本件各建物の取得及び処分状況並びに利用状況は、別表6の「登記上の所有者」欄、「原因及びその日付」欄、「備考」欄に各記載のとおりである。

ウ (ア) 本件各不動産のうち、本件各年分において譲渡された不動産は、別表4-1ないし4-4のとおりである。

(イ) 以下、下記略称を用いる。

a 別表4-1の不動産(本件順号10の土地)を「本件譲渡第1不動産」という。

b 別表4-3の不動産(本件順号12土地並びに本件順号6及び7建物)を「本件譲渡第2不動産」という。

c 別表4-2の不動産のうち本件順号9土地を「本件譲渡第3不動産」という。

d 別表4-2の不動産のうち本件順号11土地を「本件譲渡第4不動産」という。

e 別表4-4の不動産(本件順号13土地及び本件順号8建物)を「本件譲渡第5不動産」という。

f 本件譲渡第1不動産ないし本件譲渡第5不動産を併せて「本件各譲渡不動産」と

いう。

(6) 原告家族らの所得税の確定申告

ア 原告

(ア) 本件各確定申告の内訳は、別表2のとおりである。

(イ) 本件各確定申告書に添付されて提出された本件各年分の「収支内訳書（不動産所得用）」によると、本件各確定申告における原告の不動産所得に係る収入金額や必要経費の内訳は、別表3のとおりである。

(ウ) 原告の平成17年分及び平成19年分の確定申告書に添付されて提出された「譲渡所得の内訳書」によると、原告の平成17年分及び平成19年分における分離長期譲渡所得に係る譲渡価額や取得費等の内訳は、別表4-1及び4-2のとおりである。

イ 丁の確定申告

(ア) 平成16年分ないし平成19年分
所得税の確定申告をしていなかった。

(イ) 平成20年分及び平成21年分

平成23年9月16日に、申告（期限後申告）をした。同申告による譲渡所得の内訳は、別表4-3及び4-4のとおりである。

(ウ) 平成22年分 法定申告期限内に確定申告をした。

ウ 丙の確定申告

本件各年分について所得税の確定申告をしていなかった。

(7) 本件各不動産の賃貸又は譲渡に関して使用された預金口座

ア 原告名義分

(ア) 株式会社C銀行 通常郵便貯金 記号番号●●●●（以下「本件原告第1口座」という。）

(イ) 株式会社D銀行（以下「D銀行」という。）金光支店 普通預金 口座番号●●●●（以下「本件原告第2口座」という。）

(ウ) 株式会社E銀行清輝橋支店 普通預金 口座番号●●●●（以下「本件原告第3口座」という。）

イ 丁名義分

(ア) D銀行金光支店 普通預金 口座番号●●●●（以下「本件丁名義第1口座」という。）

(イ) D銀行金光支店 普通預金 口座番号●●●●（以下「本件丁名義第2口座」という。）

ウ 丙名義分

(ア) D銀行金光支店 普通預金 口座番号●●●●（「丙」名義。以下「本件丙名義第1口座」という。）

(イ) D銀行倉敷支店 普通預金 口座番号●●●●（「丙」名義。以下「本件丙名義第2口座」という。）

(ウ) D銀行玉島支店 普通預金 口座番号●●●●（「丙」名義。以下「本件丙名義第3口座」という。）

エ F名義分（乙31、乙120）

D銀行金光支店 普通預金 口座番号●●●●（以下「本件F名義口座」という。）

(8) 本件の税額計算に当たり、当事者間に争いがない事項

- ア 本件譲渡第1不動産の譲渡に係る取得費は、218万8000円であり、譲渡費用は、123万8500円である。
 - イ 本件譲渡第3不動産の譲渡に係る総収入金額は、591万9400円であり、本件譲渡第4不動産の譲渡に係る総収入金額は、289万円である。
 - ウ 本件譲渡第3不動産及び本件譲渡第4不動産の譲渡に係る取得費は、44万0470円である。
 - エ 本件各年分における原告の給与所得の金額等
 - (ア) 給与所得の収入金額は、別表23-1のNo.1欄及び別表23-2ないし7の各「合計」欄に記載のとおりである。
 - (イ) 給与所得の金額は、別表23-1ないし7の各「給与所得の金額」欄及び別表24の④欄に記載のとおりである。
 - オ 本件各年分における原告の生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額は、各18万0214円である。
- (9) 本件調査官による臨場調査（以下「本件臨場調査」という。）について
- ア 本件調査官は、平成22年11月8日午後、原告に事前に連絡せずに、自家用車で本件通路に入り、丙宅の手前で車を止め、丙宅に赴いた。同所にはたまたま原告が居合わせた。
 - イ 原告は、本件調査官に対して、本件看板を示して3万円を払うように言ったが、本件調査官は持ち合わせがないと言った。
 - ウ 原告は、玉島警察署に架電し、警察官を呼び、パトカーで警察官6名が上記現場に臨場し、同日午後5時05分から同30分まで同所で実況見分を行った（甲4）。
 - エ 実況見分終了後、警察官は、玉島警察署に戻り、本件調査官も、上記アの車両で、玉島警察署に赴いた。
 - オ 原告は、本件調査官を住居不退去罪で告訴し、次いで公務員職権濫用罪で告訴した（原告本人）。
 - カ 玉島区検察庁検察官は、平成23年1月31日住居不退去罪について、岡山地方検察庁倉敷支部検察官は、同年3月18日公務員職権乱用罪について、いずれも本件調査官を不起訴処分とした（乙112、113、証人戊）。

2 関係法令の適用及び定め

- (1) 国税通則法（平成23年法律第114号（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律。以下「法律第114号」という。）による改正前のもの。以下「通則法」という。）
- ア 通則法17条（期限内申告）1項は、申告納税方式による国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、納税申告書を法定納税期限内に提出しなければならないとし、同法24条（更正）は、税務署長は、納税申告書の提出があった場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正すると規定している。
 - イ 通則法65条（過少申告加算税）1項は、期限内申告書が提出された場合において、更正があったときは、当該納税者に対し、その更正に基づき同法35条（申告納税方式による国税等の納付）2項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に100

- 分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する旨規定している。
- ウ 同条4項は、同条1項又は2項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうちその更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、これらの項に規定する納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、これらの項の規定を適用する旨規定している。
- エ 通則法68条（重加算税）1項は、同法65条1項の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、過少申告加算税に代え、重加算税を課する旨規定している。
- オ 通則法70条1項は、次の各号に掲げる更正又は賦課決定は、当該各号に定める期限又は日から3年を経過した日以後（法人税に係る更正については、第1号に定める期限又は日から5年を経過した日以後）においては、することができない旨規定している。
- (ア) 更正(第3項の規定に該当するものを除く。) その更正に係る国税の法定申告期限(還付請求申告書に係る当該更正については、当該申告書を提出した日)
- (イ) 課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出があつたものに係る賦課決定
当該申告書の提出期限
- カ 通則法70条（国税の更正、決定等の期間制限）4項は、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税についての更正決定等は、その更正決定等に係る国税の法定申告期限から7年を経過する日まで、することができる旨規定している。

(2) 所得税

- ア 個人が所有する土地又は建物等で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合の税金は、長期譲渡所得として、所得税法33条3項及び租税特別措置法31条1項に基づき、他の所得から区分し、当該譲渡所得の金額の100分の15に相当する金額に相当する所得税が課され（以下「分離長期譲渡所得」という。）、その年の1月1日において所有期間が5年以下であるものを譲渡した場合には、所得税法33条3項及び租税特別措置法32条1項に基づき、他の所得から区分し、当該譲渡所得の100分の30に相当する金額の所得税が課される（以下「分離短期譲渡所得」という。）。
- イ 所得税法26条は、不動産所得とは、不動産の貸付けによる所得をいうとしており、不動産所得の金額は、その年中の不動産所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とすると規定している。同法28条は、給与所得とは、給与に係る所得をいうと規定している。同法33条は、譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいうとし、譲渡所得の金額は、資産の譲渡による所得につき、その年中の当該所得に係る総収入金額から、当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とすると規定している。同法35条は、雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいうと規定している。
- ウ 法律第114号附則第39条（当該職員の質問検査等に関する経過措置）第3項は、改正後の国税通則法第74条の9から第74条の11までの規定は、平成25年1月1日以

後に納税義務者に対して行う質問検査等について適用する旨規定している。

エ 本件調査（本件臨場調査を含む。）は、法律第114号による改正後の国税通則法第7章の2の施行日である平成25年1月1日の前である平成20年7月8日に開始された調査で、本件調査官は、上記施行日の前に納税義務者等に対する質問検査等を行っていたものであるから、上記改正附則39条の規定により、改正前の所得税法第234条1項の規定が適用される。

オ 改正前の所得税法234条（当該職員の質問検査権）1項は、国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、次の掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる旨規定している。

（ア）納税義務がある者、納税義務があると認められる者（以下略）

（イ）略

（ウ）所得税法234条1項1号に掲げる者に金銭若しくは物品の給付をする義務があったと認められる者若しくは当該義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品の給付を受ける権利があったと認められる者若しくは当該権利があると認められる者

3 争点及びこれに対する当事者の主張

（1）本件各処分取消請求関係

ア 本件丁名義不動産等は、原告の所有であるか否か（争点1。なお、争点1は、本件譲渡第2不動産及び本件譲渡第5不動産の売主が原告であるか否かという点についても共通する。）。

（被告）

本件丁名義不動産等は、原告の所有である。理由は次のとおりである。

（ア）本件丁名義不動産等の選択、購入の決定、取得手続を行い、対価を出損した者は原告であった。

（イ）本件丁名義不動産等について使用及び収益をしていたのは原告であった。

（ウ）本件丁名義不動産等について譲渡手続をしたのは原告であった。

（エ）丁及び丙には、本件丁名義不動産等について自らが所有者であるとの認識がなかった。

（原告）

被告の上記主張は否認する。本件各丁名義不動産はいずれも丁の所有であり、本件各丙名義不動産はいずれも丙の所有である。理由は次のとおりである。

（ア）原告は、丁及び丙との間で、原告が資金を出して丁及び丙に不動産を贈与した、または、丁及び丙が原告に不動産の取得を委任し、原告がそれを受任した、さらに、原告と丁及び丙との間には無名契約としての贈与契約と委任契約の混合契約が成立していたから、原告は、本件各丁名義不動産及び本件各丙名義不動産を、それぞれ、丁又は丙の名義とした。

（イ）不動産に関する判例法（最高裁判所昭和34年1月8日判決）により登記簿上の所有名義人は、反証のない限り、その不動産を所有するものと推定されるところ、被告の主張ではその推定を覆すことはできない。

（ウ）所得税法12条及び所得税基本通達12-1によれば、丁及び丙名義の各不動産を利用もしくは譲渡して原告が利益を得たとしても、それは原告の所得とはならない。

イ 本件譲渡第1不動産の総収入金額（争点2）

（被告）

本件譲渡第1不動産に係る水道引込み費用21万円は売買代金に含まれており、所有権移転登記費用負担額7万8500円は、原告が負担すべきであった金額をGが立て替えていたため、金銭の現実のやりとりを省略したものであるから、本件譲渡第1不動産の譲渡に係る総収入金額は、契約上の本件譲渡第1不動産の売買価格848万5300円に上記各金額を合計した877万3800円である。

（原告）

否認する。不動産の譲渡に係る収入金額は、土地や建物を売ったことによって買主から受け取る金額をいうと解すべきであり、水道引込み費用及び所有権移転登記費用負担額は、譲渡所得における収入金額に含まれない。

ウ 本件譲渡第3、本件譲渡第4不動産の譲渡に係る譲渡費用の有無及び額（争点3）

（被告）

原告は、本件譲渡第3、本件譲渡第4不動産の譲渡費用として測量費等合計264万円を計上しているが認められない。

（ア）原告がHに対して支払ったとする測量費24万円を支出していない。

（イ）原告が株式会社Iに対して支払ったとする売買、土地改良工事代金21万円は、本件譲渡第3、本件譲渡第4不動産の譲渡に関してされたものではない。

（ウ）原告がJ株式会社に対して支払ったとする売買、土地改良工事代金42万円は、上記各不動産の譲渡に関してされたものではない。

（エ）原告が株式会社Kに対して支払ったとする売買、土地改良工事代金50万円は、本件譲渡第3、第4不動産に関して行われた工事等に対して支払われたものではない。

（オ）原告が株式会社Lに対して支払ったとする売買、土地改良工事代金125万円は、本件譲渡第3、第4不動産に関して行われた工事等に対して支払われたものではない。

（カ）原告が「M」に対して支払ったとする売買、土地改良工事代金2万円は、本件譲渡第3、第4不動産に関して行われた工事等に対して支払われたものではない。

（原告）

いずれも否認し、争う。

エ 本件各賃貸借契約のうち、別表7の「賃貸人」欄に（丁）とあるもの及び（丙）とあるものは、原告が賃貸人で、当該賃料は原告に帰属するか否か（争点4）

（被告）

上記賃貸借契約の賃貸人はいずれも原告であり、賃料は、その貸付けによる所得であるから（所得税法26条）、上記賃貸借契約に係る賃料は、原告の不動産所得となる。ただし、別表7No.22（賃借人N）については、賃料ではなく、雑所得となる。

（原告）

被告の上記主張は否認する。その理由は次のとおりである。

（ア）上記ア（被告）（ア）ないし（ウ）に同じ。

（イ）上記賃貸借契約の目的不動産を丁又は丙が所有している以上、所得税法12条及び所得税基本通達12-1により、賃貸借契約の名義いかんにかかわらず、上記賃料は、原告の所得とはならない（原告に所得税法の適用はない）。所得税法12条が「資産」と「事

業」を明確に区別していることからすると、実質所有者課税原則について、元々は「事業」からの収益について採られるはずの経済的帰属の評価を、「資産」からの収益について拡張して認めることは、租税法律主義に反する解釈であって、許されない。

(ウ) 別表7について

- a No.1 (賃借人O) は原告が賃貸人として賃料を受領し、賃料については、原告の納税分と乙の納付分を合わせ、乙名義で所得税を納付した。
- b No.2、No.5ないし7、No.9については、原告が賃貸人として賃料を受領したが、受領した賃料所得から原告が支出した経費を差し引くと赤字となったため確定申告をしなかった。
- c No.3 (賃借人株式会社P) について、原告は、平成16年から平成17年にかけて賃貸人として賃料を受領し、確定申告をしたが、平成18年以降に受領した金員は、貸金の返済であって、賃料ではない。
- d No.4 (賃借人Q) は、原告は賃貸人として賃料を受領するとともに貸金の返済を受けていたもので、原告が受領した金員全額が賃料ではない。
- e No.13 (賃借人R) については、丁が取得した分であるが、賃借人から賃料とともに貸金の返済を受けていたもので、原告が受領した金員全額が賃料ではない。
- f No.22 (賃借人N) については、丙が取得した賃料である。雑所得ではない。

オ 原告は、本件各年分の申告にあたり、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺい又は仮装し、その隠ぺい又は仮装したところに基づいて、本件各確定申告書を提出したか否か、また、平成17年分として原告が申告しなかった税額について正当な理由があると認められる事実があるか否か (争点5)

(被告)

(ア) 原告は、本件各年分の不動産の賃料のうち、原告に帰属すべき賃料の一部を故意に除外する目的で、自らが賃貸人ではないように装い、これに基づいて本件各確定申告書を提出していた。

(イ) 原告は、本件譲渡第2、第5不動産が、いずれも原告の所有であるにもかかわらず、これらの譲渡による譲渡収入を除外する目的で、故意に丁名義を使って申告させることでこれを隠ぺい又は仮装し、これに基づいて平成17年分及び平成20年分の各確定申告書を提出した。

(ウ) 原告は、本件譲渡第3、第4不動産の譲渡による譲渡所得の申告の際、支出の事実がないか、別の費用であるにもかかわらず、故意により264万円を上記不動産の譲渡費用として総収入金額から控除し、これに基づいて平成19年分における確定申告書を提出した。

(エ) 原告の後記(イ)の主張は否認し争う。原告に、正当な理由があると認められる事実はない。

(原告)

(ア) 被告の上記(ア)ないし(ウ)の主張はいずれも否認し争う。

(イ) 仮に原告がした行為が隠ぺい又は仮装行為に当たるとしても、原告は法律や税務の専門家ではないため、平成17年分の申告に関し法解釈を誤解したものであって、原告には「正当な理由」に当たる事実が存在する。

(2) 国家賠償請求関係

ア 本件調査官が本件臨場調査時に原告に対してした行為及び当該行為の違法性の有無（争点6）

（原告）

本件調査官は、原告の事前の了解を得ずに原告の所有地である本件通路に立ち入り、原告が退去するように求めたにもかかわらず、これを拒否した上、「税務職員の証明書を見せれば、どこにでも入れる。何でもできる。」と暴言を吐き、原告の胸を手で突く暴力を振るうなどした。本件調査官の上記行為は社会通念上相当な限度を超えたもので違法である。

（被告）

本件調査官が原告の事前の了解を得ずに本件通路に立ち入ったことは認めるが、その余は否認し、争う。

（ア）本件調査官は、原告が岡山県倉敷市●●番●●の土地及び●●番●●の土地を駐車場として賃貸しているのに申告をしていないことについて調査の必要があり、また、丙にも事情を聴く必要があると考えて、本件臨場調査をしたもので、同調査時には、本件通路が原告私有地であるとの認識はなく、また、丙宅に行くには、本件通路に侵入するしかなかったものであるから、本件通路に立ち入ったことが国家賠償法上、違法となるものではない。

（イ）本件調査官は、原告に対して、自己の身分や調査目的を説明しており、それにもかかわらず、原告が激高して、訴えてやるなどと言い出し、本件調査官は、辞去したいと申し出たにもかかわらず、原告がこれを許さないで、警察官を呼んだものであるから、本件調査官が上記現場にとどまったことが国家賠償法上、違法となるものではない。

（ウ）本件調査官が原告に対して暴言を吐き、また暴行をしたことはない。

イ 原告に生じた損害の有無及び額（争点7）

（原告）

原告は、本件調査官の上記行為により精神的苦痛を受けた。これを慰謝するには30万円が相当であり、弁護士費用として3万円が上記損害と相当因果関係を有する。

（被告）

否認し、争う。

第3 当裁判所の判断

1 本件各処分取消請求関係

(1) 後掲証拠等（弁論の全趣旨を含む。なお、別表を引用する場合、同別表の「備考」欄記載の書証を含む。）によれば、次の各事実を認めることができる。

ア 原告名義の不動産について

（ア）本件順号1土地及び本件順号1建物

a 昭和63年1月●日、上記各不動産が競売され、原告及び乙について各2分の1の持分がそれぞれ登記された（別表5、6）。

b 原告は、昭和63年4月頃から、○に、上記建物を賃貸している（別表7、9-1ないし9-7）。

（イ）本件順号3土地及び本件順号3建物

a 原告は、平成2年2月28日、上記各不動産を買い受け、いずれも原告名義とした。

上記建物がSビルである（別表5、6）。

b 原告は、平成13年11月1日時点において、上記建物のうち、1階西（店舗）及び駐車場を株式会社Pに賃貸していたが、平成18年9月28日、賃借人の地位をTが承継した（別表7、9-1ないし9-7）。

c 原告は、平成15年2月から平成18年3月まで、上記建物のうち、2階西（事務所）及び駐車場を、平成16年3月から平成18年2月まで、上記建物のうち1階東（店舗）を、Qに賃貸していた（別表7、9-1、9-2、9-3）。

(ウ) 本件順号4ないし8土地及び本件順号4建物について

a 原告は、平成2年2月28日、本件順号4及び5の土地を、同年9月21日、本件順号6土地（いずれも宅地）を買い受け、いずれも原告名義とした（別表5）。

b 原告は、平成3年12月18日、本件順号4ないし8の土地の上に、本件順号4の建物を新築し、原告名義とした。同建物がUビルである（別表6）。

c 原告は、平成21年1月7日、本件順号7及び8の土地（雑種地）を買い受け、原告名義とした（別表5）

d 原告は、Uビルを、V、W、X（(有) Y）に賃貸し、このうちXからの分をZ塾からの所得として確定申告していた（別表7、9-1ないし9-7）

(エ) 本件順号5建物について

原告は、平成元年4月24日、上記不動産（a●●号室）を競売により買い受け、駐車場と併せ、bに賃貸していた（争いが無い）。

(オ) 本件譲渡第1不動産について（別表5）

a 原告は、昭和49年1月28日及び昭和56年1月27日受付真正な登記名義回復を原因として、本件譲渡第1不動産を原告名義とした。

b 原告は、平成17年12月12日、本件譲渡第1不動産をG株式会社に売り渡した。

(カ) 本件譲渡第3不動産について（別表5）

a 原告は、昭和49年1月28日及び昭和56年1月27日受付真正な登記名義回復を原因として、本件譲渡第3不動産を原告名義とした。

b 原告は、平成19年8月7日、本件譲渡第3不動産をd及びfに売り渡した。

(キ) 本件譲渡第4不動産について（別表5）

a 原告は、昭和49年1月28日及び昭和56年1月27日受付真正な登記名義回復を原因として、本件譲渡第4不動産を原告名義とした。

b 原告は、平成19年8月7日、本件譲渡第4不動産をgに売り渡した。

イ 本件各丁名義不動産について

(ア) hビル（本件順号9建物）について（別表5）

a 原告は、平成3年8月12日、本件順号15の土地を買い受け、原告名義とした。

b 原告は、平成4年11月6日、本件順号14土地を買い受け、原告名義とした。

c 平成17年3月8日、本件順号14、15土地について、原告から丁に対して贈与を原因とする移転登記がされた。

d 平成17年5月30日、本件順号14、15の土地の上に、本件順号9建物が新築され、丁名義とされた。同建物がhビルである。

e R(i)が、hビルのうち、●●、●●号室及び●●号室を賃借し、jが、駐車場

を賃借していた。賃貸借契約書では、Rに対する貸主は、丁であり、jに対する貸主は、原告であった。各賃料は、いずれも本件丁名義第2口座に入金されていたが、原告が同口座を管理しており、丁は賃借人や賃料について具体的に認識していなかった。

(以上につき、別表5ないし7、同9-2ないし9-7、乙34、同35、証人丁)

(イ) 本件譲渡第2不動産について

- a 平成17年11月●日、本件譲渡第2不動産が競売され、丁が買受人として移転登記を受けた。実際の入札は原告が行った。
- b 上記aの買受代金は、m信用金庫金光支店の原告名義に係る普通預金口座(番号●●●●)及び本件丁名義第2口座から出金された。
- c 本件譲渡第2不動産は、平成17年11月25日売買を原因として、丁名義からn名義に移転登記がされた。実際の売買手続は、原告が行い、丁は具体的に関わっていなかった。

(以上につき、別表5及び6、同8-1、乙34、同35、証人丁)

(ウ) 本件譲渡第5不動産について

- a 平成19年3月●日、本件譲渡第5不動産が競売され、丁が買受人として移転登記を受けた。実際の入札は原告が行った。
- b 上記aの買受代金は、本件原告第1ないし第3口座から出金された。
- c 本件譲渡第5不動産のうち、本件順号8建物は、q、r、tが賃借していた。賃貸借契約書上の貸主はいずれも丁であり、各賃料は、本件丁名義第2口座に入金されていたが、原告が同口座を管理しており、丁は賃借人や賃料について具体的に認識していなかった。
- d 本件譲渡第5不動産は、平成20年11月27日売買を原因として、丁名義からA名義に移転登記がされた。実際の売買手続は、原告が行い、丁は具体的に関わっていなかった。

(以上につき、別表5ないし7、同8-2、同9-4、同9-5、乙34、同35、証人丁)

ウ 本件各丙名義不動産について

(ア) 本件順号10建物

- a 原告は、昭和63年10月27日、本件順号10建物を丙名義で買い受け、同名義で移転登記をした。同建物はマンション(B●●●号室)である。
- b 丙は、当時、中学3年生であった。
- c 上記マンションは、平成15年6月1日から平成16年4月まで、賃貸借契約上の貸主を丙として株式会社Cに賃貸され、平成16年8月から、同貸主を原告としてDに賃貸されている。賃料は、株式会社Cについては本件丙名義第1口座に、Dについては本件丙名義第1、第3口座に入金されていたが、原告がこれらの口座を管理しており、丙は、賃貸借契約や賃料について具体的に認識していなかった。

(以上につき、別表5ないし7、同9-1ないし9-7、乙36、同37)

(イ) 本件順号16土地及び本件順号11建物

- a 平成19年9月●日、上記各不動産が競売され、丙が買受人として移転登記を受けた。実際の入札は原告が行い、丙は原告に言われるままに必要書類を整えただけであ

った。

(証人丙、原告本人)

- b 原告は、上記不動産の買受資金を本件原告第2口座から出金し、その支払に充てた。
- c 上記建物は2階建て共同住宅であり、うち●●号室が、平成19年8月頃から平成20年9月30日まで、原告を賃貸借契約書上の貸主として㊦に、平成21年8月16日から平成22年3月31日まで、丙を同貸主として㊦に、うち●●号室が、平成19年8月16日から平成21年3月31日まで、丙を同貸主として㊣に、平成21年6月から平成22年11月30日まで、原告を同貸主として㊨に賃貸されていた。賃料は、本件丙名義第2口座及び第3口座に入金されていたが、原告がこれらの口座を管理しており、丙は、賃貸借契約や賃料について具体的に認識していなかった。

(以上につき、別表5ないし7、8-3、9-4ないし9-7、乙36、37、証人丙、原告本人)

(ウ) 本件順号17土地及び本件順号12、13建物

- a 平成19年5月●日、上記不動産が競売され、丙が買受人として移転登記を受けた。実際の入札は原告が行い、丙は原告に言われるままに必要書類を整えただけであった。
- b 原告は、上記不動産の買受資金を本件原告第2口座及びD銀行金光支店の原告名義普通預金口座(●●●●)から出金し、その支払に充てた。
- c 本件順号13建物は、平成20年11月から丙を賃貸借契約書上の貸主として㊠に賃貸されている。賃料は、本件丙第1口座、本件F口座に入金されていた。原告がこれらの口座を管理しており、丙は、賃貸借契約や賃料について具体的に認識していなかった。

(以上につき、別表5ないし7、8-4、9-4ないし9-7、乙36、37、証人丙、原告本人)

(エ) 本件順号18ないし20土地及び本件順号14建物

- a 平成21年1月●日、上記不動産が競売され、丙が買受人として移転登記を受けた。実際の入札は原告が行い、丙は原告に言われるままに必要書類を整えただけであった。
- b 原告は、上記不動産の買受資金を本件丁名義第2口座、本件原告第3口座及び本件丙名義第2口座から出金し、その支払に充てた。
- c 本件順号14建物は、うち2階部分が、平成21年1月1日から丙を賃貸借契約書上の貸主として㊠株式会社に、うち●●号室が、平成21年1月1日から原告を同貸主としてNに、それぞれ賃貸されている。賃料は、㊠株式会社については本件丙名義第3口座に、Nについては本件原告第3口座にそれぞれ入金されている。原告がこれらの口座を管理しており、丙は、賃貸借契約や賃料について具体的に認識していなかった。

(以上につき、別表6及び7、8-5、9-5ないし9-7、乙36、37、証人丙、原告本人)

(オ) 本件順号21土地及び本件順号15建物

- a 平成22年7月●日、上記不動産が競売され、丙が買受人として移転登記を受けた。実際の入札は原告が行い、丙は原告に言われるままに必要書類を整えただけであった。
- b 原告は、上記不動産の買受資金をD銀行金光支店A社名義の普通預金口座(●●●●

●) 及び本件丁名義第2口座から出金し、その支払に充てた。

c 本件順号15建物は、平成22年6月15日から、丙を賃貸借契約書上の貸主として、2階部分を㊸に、3階部分を㊹に、4階部分を㊺にそれぞれ賃貸されている。賃料は、㊸については本件丙第3口座に、㊹及び㊺については、本件丙名義第1口座及び本件F口座にそれぞれ入金されている。原告がこれらの口座を管理しており、丙は、賃貸借契約や賃料について具体的に認識していなかった。

(以上につき、別表5ないし7、8-6、9-7、乙36、37、証人丙、原告本人)

(2) 争点1について

ア 上記(1)で認定した事実に加え、証人㊻の証言によれば、争点1に係る被告主張の事実が全て認められる。

イ これに対し、原告は、本件丁名義不動産等の所有名義がそれぞれ丙又は丁にされた時点で、丙又は丁が当該不動産の所有権を取得したと主張するので、以下検討する。

(ア) 本件各丁名義不動産について

hビル(本件順号9建物。敷地は本件順号14、15土地)の敷地については、登記記録上、原告から丁に対する贈与の記載があり(上記(1)イ(ア)c)、建物には、丁を所有者とする登記があり、本件譲渡第2不動産、本件譲渡第5不動産には、それぞれ丁を所有者とする登記がある。

登記記録上の所有名義人は、反証のない限り、当該不動産を所有するものと推定されるが、丁と原告及び乙は、同居して生計を共にしており、上記土地建物の固定資産税は、原告及び乙が、普段は、原告の家計の中でねん出していたものであって、丁名義の口座の管理も全て原告及び乙がしていたこと(甲16、17)からすると、原告が丁に対して上記敷地を贈与したと認めることはできない。また、丁が建築代金を支払って、本件順号9建物を建築した事実も認めることはできない(丁本人)。そして、本件各丁名義不動産に係る賃貸借契約には、貸主が丁だけではなく原告であるものがあり、いずれの契約も、原告が行い、原告が賃料を管理していたこと(同e)、丁が、自己名義の賃料について確定申告をしていた事実は認められないことからすると、丁名義の登記は、あたかも、原告が賃料収入を得ていないかのように装うためのものであったと認められるから、丁が上記不動産の所有権を取得していたと認めることはできない。以上によれば、上記推定は覆るといふべきである。

(イ) 本件各丙名義不動産について

本件各丙名義不動産は、いずれも丙が所有者である旨の登記がある。登記記録上の所有名義人は、反証のない限り、当該不動産を所有するものと推定される。

本件順号10建物についてみるに、丙は当時中学3年生であり、原告と共に生活していたこと、丙が売買契約をしたことを知らなかったこと、原告は不動産賃貸業を営んでおり、上記建物は賃貸マンションであるから、原告には賃料収入を得る目的があったと認められること、原告は、本件丙第1口座及び同第3講口座を管理していたこと、丙は上記建物に係る賃料について全く確定申告をしていなかったこと(上記(1)ア、イ(イ)、ウ(ア)、乙36、37、証人丙)からすると、原告は、形式上は丙名義を利用して上記建物を買い受け、賃借人との間での賃貸借契約についても賃貸人として丙名義を使い、また、上記建物から得た賃料の振込先を形式上丙名義の口座とし、その口座を管理する

ことで、あたかも、原告が賃料収入を得ていないかのように装っていたと認められる。したがって、上記推定は覆る。原告が、丙が結婚した際、丙に対して丙名義の通帳を渡したことは、上記認定を左右しない。

本件順号16土地及び本件順号11建物、本件順号17土地及び本件順号12、13建物、本件順号18ないし20土地及び本件順号14建物、本件順号21及び本件順号15建物について、丙は、いずれも原告に言われるままに必要な書類を整えたにすぎず、実際の入札は原告が行い、買受資金も原告が管理する口座から支出し、買受後の賃貸及び管理についても原告がしており、不動産の内容や賃貸借契約について丙が具体的に認識していなかったこと（上記（1）ウ（イ）ないし（オ）、乙36、37）からすると、原告は、上記各建物に係る賃料請求権を有していなかったかのように装っていたと認められるから、上記推定は覆る。

（ウ）原告は、本件丁名義不動産等について、原告が資金を出して丁に贈与した、丁が原告に取得を委任したなどと主張するが、いずれも具体的な事実に基づく主張であるとはいえず、そのことを裏付ける客観的な証拠もないから、上記主張は採用することができない。

（エ）原告は、本件丁名義不動産等について、所得税法12条及び所得税基本通達12-1により、原告が丁名義の各不動産を利用又は譲渡して利益を得たとしても原告の所得とならないと主張するが、所得税法12条は、その前身である旧所得税法3条の2が、昭和28年法律第173号によって制定される前から、税法上条理として是認されていたもの（実質課税の原則）を明文化し、これを確認したものであると解されるから（最高裁判所昭和37年6月29日第二小法廷判決・裁判所時報359号1頁、同裁判所昭和39年6月30日第三小法廷判決・裁判集刑事151号547頁、同裁判所同年9月17日第一小法廷判決・裁判集刑事152号837頁、同裁判所昭和40年11月11日第一小法廷決定・税務訴訟資料49号433頁参照）、取引の事実認定を離れて同法のみによって課税義務の存否を論じることは相当ではない。

（オ）上記認定に反する丁及び丙の各陳述書及び各証言、乙の陳述書、原告の陳述書及びその本人尋問の結果はいずれもたやすく信用することができない。

ウ 以上によれば、本件丁名義不動産等は、いずれも原告の所有であり、本件譲渡第2不動産及び本件譲渡第5不動産の売主は、いずれも原告であると認められる。

（3）争点2について

ア 後掲証拠によれば、以下の事実が認められる。

（ア）原告とG株式会社（以下「G」という。）は、本件譲渡第1不動産の譲渡について、以下のとおり合意した（乙70、71）。

a 価格は、坪単価を17万円として、合計886万3800円とする。

b 所有権移転登記手続費用7万8500円を、Gが立て替え、Gにおいて上記手続を行い、その費用を原告が負担する。

c Gの取り分及び不動産取得税として、Gが30万円を取得する。

d 水道引込みに係る費用21万円は、Gが負担する。

（イ）原告とGは、平成17年11月11日、上記（ア）の合意に基づき、本件土地の売買代金を、886万3800円から、上記（ア）cの30万円及び上記（ア）bの7万8500円を差し引いた848万5300円とし、Gが上記に加え、上記（ア）dの水道

代21万円を加えた869万5300円を支払うことに合意した(乙70、71)。

(ウ) Gは、原告に対して、同日、上記金額のうち80万円を手付金として支払い、同年1月12日、789万5300円を振り込んだ(乙24、70、71)。

イ 譲渡所得とは、資産を譲渡した場合のその対価を指すものと認められる。上記アの各事情及び証拠(乙70、71)によれば、水道引込みに係る費用は、水道を引き込んだ本件譲渡第1不動産の対価として、坪単価に上乘せしてGから原告に支払われたものであると認められる。また、所有権移転登記手続費用相当額である7万8500円は、原告がGに対して支払うべきところ、その支払の便宜を図るため、Gが本件譲渡第1不動産の売買代金から上記相当額を差し引いた金額を原告に支払うこととしたものであると認められるから、本件譲渡第1不動産の対価は856万3800円であり、本件譲渡第1不動産に係る総収入額は、856万3800円であったと認められる。

(4) 争点3について

ア Hに対する支払分

Hは土地家屋調査士であるところ、原告がHに対して「測量費」として24万円を支払ったとする陳述書を提出するが(甲13)、同支払事実を客観的に裏付ける証拠がないことからすると、原告の説明は信用することができない。したがって、上記支払事実は存在しなかったと認められる。

イ 株式会社Iに対する支払分

原告は、株式会社Iに対して「売買、土地改良工事代金」として21万円を支払ったとする陳述書を提出するところ(甲13)、株式会社I作成の領収証(乙86)によれば、原告が株式会社Iに対して21万円を支払ったことが認められるが、本件譲渡第3、第4不動産の譲渡は、平成19年8月7日であるのに、上記領収証の日付は、平成19年11月30日であり不自然である。原告の陳述書(甲13)には、第3、第4不動産を分譲するために、株式会社Iに駐車場を整備してもらった、同工事の完成が譲渡日より後であったと思う旨の記載があり、原告は、その本人尋問でこれに沿う供述をするが、そのことを裏付ける証拠がないこと、原告が株式会社Iから土木資材等の納品を受けていたこと(乙87の問答4、同88(11ないし13丁))、本件譲渡第3譲渡不動産の買主の一人であるf及び本件譲渡第4譲渡不動産の買主であるgが、いずれも直近の造成事実を否定する趣旨の説明をしていること(乙73問答6、乙74(2枚目))からすると、原告の上記陳述書及びその供述はいずれもたやすく信用することができず、原告が株式会社Iに対して支払ったものは、本件譲渡第3、第4不動産の譲渡と無関係な費用であったと認められる。

ウ J株式会社に対する支払分

原告はJ株式会社に対して「売買、土地改良工事代金」として42万円を支払ったとする陳述書を提出するところ(甲13)、J株式会社作成の平成19年8月10日付け領収証から、原告がJ株式会社に対して土木工事及び舗装工事一式として代金42万円を支払ったことが認められる。原告の陳述書(甲13)には、本件譲渡第3、第4不動産を分譲するために道路工事をした旨の記載部分があるが、上記のとおり、原告は、株式会社Iについても、同様の説明をしている。同時期に、両社に同種工事を依頼しているのにその区別について合理的な説明がないことは不自然であり、株式会社Iにかかる原告の説明が信用できないことは上記イのとおりである。さらに、上記イのとおり、本件譲渡第3譲渡不動

産の買主の一人である f 及び本件譲渡第 4 譲渡不動産の買主である g が、いずれも直近の造成事実を否定する趣旨の説明をしていることに照らすと、J 株式会社にかかる上記領収証及び陳述書の記載もたやすく信用することができず、原告の上記陳述書も信用することができない。

エ 株式会社Kに対する支払分

原告は、株式会社Kに対して「売買、土地改良工事代金」として50万円を支払ったとする陳述書を提出するところ(甲13)、株式会社K作成の平成19年12月4日付け領収証(乙90、91)から、原告が株式会社Kに対して「●●リフォーム改築給排水工事」として50万円を支払ったことが認められるが、本件譲渡第3、第4不動産の所在地は、岡山県倉敷市であって関連性が不明であり、本件譲渡第2、第3譲渡不動産が譲渡されたのが平成19年8月7日であることからすると、株式会社Kに対する50万円は、本件譲渡第3、第4不動産の譲渡に要した費用ではないと認められ、この認定に反する原告の上記陳述書は信用することができない。

オ 株式会社Lに対する支払分

原告は、株式会社Lに対して「売買、土地改良工事代金」としてブロック塀の建築工事代金125万円を支払ったとする陳述書を提出するが(甲13)、株式会社Lがした工事に係る費用のうち、125万円は、丙が負担した自宅の門扉等の取付工事及び周辺のブロック工事等であると認められ(乙92)、原告はこの点について合理的な説明をしていないことからしても、株式会社Lによる工事は、本件譲渡第3、第4不動産の譲渡のためにしたものではないと認められ、この認定に反する原告の上記陳述書は信用することができない。

カ Mに対する支払分

原告は、Mに対して「売買、土地改良工事代金」として「侵入禁止」などと書かれた看板代金2万円を支払ったとする陳述書を提出するが(甲13)、原告は、原告が所有する私道について無断駐車を禁ずるために上記看板を設置したものであって(乙94)、Mによる看板設置は、本件譲渡第3、第4不動産の譲渡のためにしたものではないと認められる。この認定に反する原告の上記陳述書は信用することができない。

キ 以上によれば、争点3に係る被告主張事実が認められる。

(5) 争点4について

ア 争点1について認定説示したところによれば、本件各賃貸借契約のうち、別表7の「賃貸人」欄に(丁)とあるもの及び(丙)とあるものは、いずれも原告が賃貸人であり、当該賃料は原告に帰属すると認められる。

イ 次に、原告がNから取得した金員(別表7のNo.22)について検討する。Nは、平成21年1月30日、本件原告第3口座に68万4000円を振り込んでおり(乙25の1・2枚目)、そのことについて、本件順号14建物について、平成19年7月から平成20年12月までの18か月分の賃料の支払を遅延していたため、原告から督促されて支払ったと述べている(乙66問答10ないし12)が、原告が本件順号14建物(及び同建物の敷地である本件順号18ないし20土地)を取得したのは、平成21年1月6日であるから(上記(1)ウ(エ))、同日以前は賃貸人として賃料を請求することはできない。Nが、同年5月、上記不動産の前所有者である株式会社◎から上記期間分の賃料を請求され、同月以降、毎月3万8000円に分割して支払っていること(乙66問答13)からしても、

原告が取得した68万4000円は、賃料ではなく、不当利得として、雑所得（所得税法35条1項）に係る収入であると認めることができる。これに反する原告の主張は採用することができない。

ウ そこで、Nの分を除く原告の主張について、以下検討する。

(ア) 原告は、別表7のNo.1（賃借人O）については、乙が原告の納税分と合わせて申告していると主張するが、証拠（乙119の1ないし5）によれば、乙はOから受け取った賃料のうち乙の持ち分である2分の1に相当する部分を乙の不動産所得として申告していることが認められる。ただし、原告の上記主張は、独自の意見に基づくものであってそれ自体失当である。

(イ) 原告は、別表7のNo.2、No.5ないし7、No.9について、経費がかかったため赤字であったと主張するが、そのことを裏付ける証拠はない。ただし、申告義務は納税義務者の赤字か否かの判断には左右されないから、原告の上記主張はそれ自体が失当である。

(ウ) 原告は、別表7のNo.3（株式会社P）について、平成18年以降に受領した金員は、貸金の返済であって賃料ではないと主張する。証拠（乙40別添2ないし4）及び弁論の全趣旨によれば、T（以下「T」という。）は、平成18年9月28日に、株式会社Pの賃借人たる地位を承継したこと、Tが承継した契約では、月額賃料の額は10万円であったこと、Tは丁あてに、利息込みで1か月10万円、利息なしで1か月8万円を返済することを約した平成19年8月3日付け借用書を作成したこと、同借用書には、平成19年1月12日に200万円、同年8月3日に500万円を貸し、返済は「共益費込み」と記載されていたこと、Tは、処分行政庁の担当者に対して、原告から金銭を借りた事実はなかったが、上記借用書は、賃貸人である原告からその原案を示されて署名押印を求められ、原告を怒らせないようにするため、事実と反して署名押印したもので、実際に作成したのは、平成22年9月9日頃であると述べていたことが認められる。さらに、原告は、その本人尋問で、自分（原告）が現金で貸した、共益費を借用書でもらうのも一緒であると述べていること（原告本人）からすると、上記借用書は、原告の上記主張を裏付けるものではなく、原告が収受すべき賃料の一部を、丁に対する借金の返済名目で回収しようという意図の下に、Tをして事実と反する記載をさせたものであると認められるから、原告の上記主張は採用することができない。

(エ) 原告は、別表7のNo.4（賃借人Q）から受け取っていた金員には、賃料のほかに貸金の返済分があったと主張するが、上記貸金の原因となる金銭消費貸借契約は特定しておらず、その内容も不明であり、証拠（乙41）によれば、Qは全額を賃料として支払ったと述べているから、原告が主張する貸金の返済事実は存在しないと認められる。したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(オ) 原告は、別表7のNo.13（賃借人R）について、丁名義で取得した分について貸金として返済を受けていたと主張し、Rが会長を務めるiの所長である㊦が作成した借用書（甲31）を提出するとともに、原告本人尋問では、hビルの改装費用として1449万円を貸し、それを月額23万円に分割して返済してもらい、返済終了後に賃貸借契約をすることにした旨供述する。

しかし、上記借用書に通常借用書には記載する必要がない「水道代、電気代（共益費）毎月2万円とすること」が記載されていることは甚だ不自然である。また、上記借用書

によれば、金銭消費貸借は、平成17年4月28日にされたのに、同借用書が作成されたのは同年7月30日であることも不自然である。さらに同借用書には「利息は88万円とする。」との記載があるところ、同年8月2日に、同金額が本件丁名義第2口座に振り込まれているが(乙27の1)、上記利息の計算根拠は不明であり、原告は、その本人尋問で利息はもらっていないと供述しているのである(原告本人48ページ)。この点について、証拠(乙54ないし56)と対比すると、本件順号9建物に係る賃貸借契約については、借借人を丁とする同年8月1日付け契約書が作成されているところ、上記利息額は、同賃貸借契約書に定められた敷金66万円及び1か月分賃料22万円の合計額と一致していることが認められる。なお、㊦の陳述書(甲32)には、原告から上記借用書どおりの借財をしたとする記載があるが、上記連絡所の上部組織である㊧の㊨が、本件丁名義第2口座に振り込まれた23万円は、賃料であると述べていること(乙54問答12、15、同55問答2、9)に照らし、また、㊦においては、以前、㊦の母親が交通事故に遭った際に原告に面倒をみてもらったことがあることから(原告本人)、原告に恩義を感じる地位にあることが認められることからすると、㊦の上記陳述書は直ちに信用することができない。以上によれば、上記借用書は、原告の上記主張を裏付けるものではなく、原告が収受すべき賃料を、借金の返済名目で回収しようという意図の下に、㊦をして事実と反する記載をさせたものであると認められるから、原告の上記主張は採用することができない。

エ 以上によれば、争点4に係る被告主張事実が認められる。

(6) 本件各更正処分 of 適法性についての判断のまとめ

前提事実及び上記各認定事実によれば、次のとおりである。

ア 本件各年分における原告の所得税の総所得金額

(ア) 不動産所得の金額

総収入金額は、別表9-1ないし同7の各「合計」欄、別表18の①欄及び別表24の①欄に各記載のとおりであり、必要経費は、別表10ないし14、別表15-1ないし同7、別表16、別表17-1ないし同7、別表18の②ないし⑨欄及び別表24の②欄に各記載のとおりである。したがって、本件各年分における不動産所得の金額は、別表18の⑩欄及び別表24の③欄に各記載のとおりとなる。

(イ) 給与所得の金額は、第2の1(8)エのとおりである。

(ウ) 雑所得の金額は、第2の1(8)オに、第3の1(5)イを加えた額となり、別表24の⑦欄記載のとおりである。

(エ) 譲渡所得の金額

総収入金額は、別表19ないし22の各枝番1の「合計」欄並びに別表24の⑪及び⑫欄に各記載のとおりであり、取得費は別表19ないし22の各枝番2の「取得費計」欄並びに別表24の⑬及び⑭欄に各記載のとおりであり、譲渡費用は、別表19、20、22の各枝番2の「譲渡費用計」欄並びに別表24の⑮及び⑯欄に各記載のとおりである。したがって、本件各年分における原告の譲渡所得の金額は、別表19ないし22の各枝番3の「所得金額」欄並びに別表24の⑰及び⑱欄に各記載のとおりである。

イ 本件各年分において原告が納付すべき所得税額

(ア) 本件譲渡第1、第3、第4不動産の譲渡に係る譲渡所得は、分離長期譲渡所得に該当

し、本件譲渡第2、第5不動産の譲渡に係る譲渡所得は、分離短期譲渡所得に該当する。

(イ) 本件各年分の原告の納付すべき所得税額は、別表24のとおりとなる。

ウ 上記認定の各所得税額は、本件各更正処分における納付すべき税額（別表1-1及び1-2の「更正処分等」の「納付すべき税額」欄）をいずれも上回ることが認められる。そして、後に認定するとおり、本件においては、国税通則法70条5項の規定に基づき、その更正に係る国税の法定申告期限から7年を経過する日まで更正をすることができるから、本件各更正処分はいずれも適法であると認められる。

(7) 争点5について

ア 原告は、不動産業を営み、毎年確定申告していること、通算して、町会議員や市会議員を約20年も務めていることから（原告本人）、法令や契約については相当の知識を有していると認められるところ（原告が税理士に申告業務を委任していたことは上記認定を左右しない。）、原告は、本件各年分における不動産所得に係る収入について、自己名義の不動産について賃料収入の一部のみを申告している。原告は、本件丁名義不動産等を原告が取得するにあたり、原告として所有する意思であったのに、あえて丁や丙の名義を用いており、これらの不動産を賃貸するにあたって、丁や丙を貸主とする契約書を作成し、賃料振込先も丁や丙名義、さらには本件F口座のように第三者名義の口座を使用しながら、各口座を支配していたことが認められ（原告本人）、原告が架空の借用書を用いて貸付金の返済名目で賃料を受け取っていたことも前記認定のとおりである。これらの事実によれば、原告は所得税の負担を軽減する目的で、本件各年分の不動産の賃料のうち、原告に帰属すべき賃料の一部を故意に除外することで、自らが賃貸人ではないように装い、又は、賃料を賃料でないかのように装い、これに基づいて本件各確定申告書を提出していたと認められる。

イ 原告は、本件譲渡第2、第5不動産を原告が取得し、これを譲渡したことを認識しながら、譲渡所得を申告せず、丁を取得及び譲渡の際の所有名義人とするすることで、原告の所有及び譲渡の事実を隠ぺい又は仮装し、丁には同隠ぺい又は仮装したところに基づき、上記不動産の譲渡所得について期限後申告をさせ、また、本件譲渡第2不動産については、真実の売買代金が800万円であるのに、買主に、435万円であるかのような契約書を作成させて譲渡所得の課税事実を隠ぺい又は仮装し、その隠ぺい又は仮装したところに基づいて平成17年分及び平成20年分における確定申告書を提出していたものであると認められる。

ウ さらに、原告は、本件譲渡第3、第4不動産について、いずれも原告が支払った事実がないか、上記不動産の譲渡費用には当たらないにもかかわらず、故意により、平成19年分の確定申告書において、264万円を譲渡費用とすることで譲渡所得を過少に申告したと認められる。

エ 以上によれば、原告がした上記行為は、国税通則法68条1項に該当するので、同項に基づき重加算税を課することができる。

オ 原告は、平成17年分の過少申告加算税に関し、法律や税務の専門家ではないため、法解釈を誤解したものであって、原告には「正当な理由」に当たる事実が存在すると主張するが、国税通則法は税額の計算の基礎となった事実のうちその更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがあることを要件

としているものであって、原告の上記主張は「正当な理由」を基礎付ける具体的な事実を述べるものではないから主張自体失当である。

(8) 本件各賦課決定処分の適法性についての判断のまとめ

ア 上記(6)に説示したとおり、本件各更正処分はいずれも適法であり、別表25の①欄の税額のうち、隠ぺい仮装事由以外の事実に基づく部分の税額を基礎として、過少申告加算税の額を計算すると、同表の⑥欄のとおり、平成17年分について6000円となる。本件において、国税通則法65条4項の「正当な理由」が認められないことは上記認定のとおりである。したがって、本件過少申告加算税賦課決定処分(別表1-1の平成17年分欄参照)は適法であると認められる。

イ 上記(7)に説示したとおり、原告は、隠ぺい又は仮装をし、その隠ぺい又は仮装したところに基づいて本件各確定申告書を提出し、過少申告をしていたと認められるから、原告に対して重加算税を賦課することができる。別表25の①欄の税額のうち、重加算税の対象となるものについての税額は、隠ぺい仮装されていない部分を除く部分である同表の③欄のとおりであり、これらを基礎として算出した重加算税の額は、同表の⑦欄のとおりとなる。これらは、本件重加算税各賦課決定処分における重加算税の額(別表1-1及び1-2の「更正処分等」の「重加算税の額」欄)といずれも同額であるか又はこれを上回るから、本件重加算税各賦課決定処分はいずれも適法であると認められる。

2 国家賠償請求関係

(1) 前提事実に加え、証拠(甲4、31、乙24、40、106、107の1、107の2、109、110、111)及び証人戊によれば、次の事実を認めることができる。

ア 本件調査官は、昭和54年6月から税務署に勤務し、平成22年11月頃まで、二、三百件以上の質問検査に関わっていた(証人戊)。

イ 本件調査官は、平成22年8月26日午前、原告と面談し、申告している不動産所得の内容について確認したいことがあるため、収入金額と必要経費の額が確認できる書類を準備してもらい、これらに基づき確認をさせってもらう日程について連絡するようにと伝えたところ、同日午後、原告は玉島税務署を訪れ、本件調査官がそれに対応した。

ウ 原告は、平成22年9月28日午後、本件調査官に連絡しないまま、玉島税務署を訪れ、本件調査官が対応した。原告は、本件調査官に対し、㊦が作成した借用書(甲31)とTが作成した平成19年8月3日付け借用書(乙40別添4)を提出し、この2件は金を貸していると申し立てた。本件調査官は、㊦から提出された支払調書においてhビルの家賃を支払っている旨の記載があったこと及びTの平成20年分の所得税の確定申告書に添付された事業所得の収支内訳書に、原告に対して支払った地代家賃が必要経費として計上されていることを調査していたことから、原告の上記申し出に疑問を抱いた。

エ 本件調査官は、Tと面談し、Tから、上記借用書は、Tが平成22年9月9日頃原告に頼まれて作成したものであり、原告に支払っているのは賃料であるとの情報を得た。また、本件調査官は㊦から電話で事情を聴取しようとしたが、同人は原告との取引は間違いなど述べて面談に応じることを拒まれた。本件調査官は、上記㊦の経理担当者から、原告との契約は不動産賃貸借契約であるとの情報を得た。

オ 本件調査官は、原告が丙宅の敷地とこれに隣接する●●番●●の土地及び同番●●の土地を所有しているところ、住宅地図では、●●番●●及び同番●●はいずれも駐車場であ

るのに、原告から駐車場収入の申告がないこと、金融機関の取引履歴から、上記各土地の付近の住民から、丙口座に駐車場の賃借料と思われる入金があることを把握し、上記各土地の利用状況を調査する必要があると考え、また、丙が納付した公売保証金が、原告名義の口座に入金されていた事実が認められたことから、丙に会って事情を直接尋ねる必要があると考えた。

カ 原告は、本件通路の脇に、関係者以外の進入を禁止し、無断駐車をした者には3万円を申し受ける旨を記載した看板（以下「本件看板」という。）を設置していた。

キ 本件調査官は、平成22年11月8日午後4時頃、玉島税務署を出て、自家用車で丙宅に向かい、南側の公道から本件通路に入り、丙宅の手前の本件通路上に上記車両を停めて降り、●●番●●及び同番●●の状況を観察したうえで、丙宅の前の本件通路上にいた丙に対し、身分証明書及び質問検査証を提示した上で、玉島税務署の戊であると名乗り、丙宅の敷地及びこれに隣接する上記オの●●番●●及び同番●●の土地が原告の所有であるかを聞いた。丙は、これに対し、はいと返事をして、近くに原告がいると本件調査官に告げ、原告を呼んだ。

ク 原告は、本件調査官が税務調査のためにやってきたことに気付いた。

ケ 本件調査官は、原告に対し、上記オの駐車場用地が原告の所有であるかと尋ね、原告はこれを認めた。続いて、本件調査官が、上記駐車場に係る賃料収入を申告しているのかと原告に聴くと、原告は、突然、激高し、本件調査官が勝手に原告の土地に入ってきたことについて大声で文句を言い始めた。

コ 本件調査官は、その場を去ろうとしたが、原告は、これを許さず、本件調査官を本件看板の前まで連れて行き、本件調査官に3万円を支払うように要求した。

サ 本件調査官は、所得税法に基づく質問検査権に基づき調査に来ているので支払う必要がないと説明したが、原告は容易に納得せず、「お前はわしを恐喝しようる。」などと言った。本件調査官が、原告に対し「3万円は支払う。ただし、現金の持ち合わせがないので、あとから振り込んで支払うので、送金先口座を教えてほしい。」と言ったところ、原告は納得せず、「訴えてやる。」「職権濫用じゃ。」と言って、玉島警察署に通報し、本件調査官に、不法侵入だから、自動車を動かしてはいけない、自分の許可なく動かせば窃盗罪になると言った。

シ 本件調査官は、携帯電話で、上司の㊟統括官に連絡し、同統括官から、警察官が来たら事情を正確に説明するように指示を受けた。同統括官は、本件調査官に、玉島税務署の㊠総務課長を現場に行かせると告げた。

ス ㊠総務課長は、同日午後4時40分頃、現地に到着し、原告と話をしようとしたが、原告は「なんじゃあお前は。ここは私有地じゃ。関係者以外立入禁止と書いてあるが。」「出ていけ。」などと言われたため、原告と話をすることは断念した。

セ 警察官による実況見分が終わった後、本件調査官は、玉島警察署に出向いたが、警察官は事情聴取をしなかった。本件調査官は10分ほど警察官と話をしたのち、玉島税務署に帰った。

(2) 争点6について

ア 原告は、本件調査官が原告所有地に無断で立ち入ったことが違法であると主張するが、法律第114号による改正前の所得税法234条1項が適用される本件調査においては、

改正後の国税通則法74条の9が定める事前通知の要否などを含めた質問検査の実施細目については、質問検査の必要があり、かつ、その必要と相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度にとどまる限り、権限のある税務職員の合理的な選択に委ねたものと解すべきである（最高裁判所昭和58年7月14日第一小法廷判決・訟務月報30巻1号151頁参照）。

イ そうしてみると、上記（1）イないしオによれば、本件調査官が本件臨場調査の必要があると判断したことは相当であり、本件臨場調査をすることを原告に対して事前に連絡しなかったことが著しく合理性を欠いていると認めることはできない。

本件通路は、地目が公衆用道路であり、現状はアスファルトが敷かれた道路状であり、本件通路を通らない限り、丙宅に車両で向かうことができないこと、本件看板が設置されているものの同看板の記載から正当な目的に基づく侵入を禁止されると解することはできないことからすると、本件調査官が本件通路に車両を乗り入れたことが社会通念上不相当であるとはいえない。

また、原告は、駐車場用地に係る収益の申告について質問を受けるや、突然激高して、本件調査官の立入りを非難したものであって（上記（1）ケ）、当初から本件調査官の立入りを拒絶していたと認めることはできない。

そして、本件調査官は、原告に辞去を申し出たにもかかわらず、原告がこれを制止したものであるから（上記（1）コ）、原告が退去を要求したにもかかわらず、本件調査官がこれに応じなかったと認めることはできない。

したがって、本件調査官が原告所有地に無断で立ち入ったことが違法であると認めることはできない。

ウ 原告は、本件調査官から「税務職員の証明書を見せれば、どこにでも入れる。何でもできる。」と暴言を吐かれ、原告の胸を手で突かれる暴力を振るわれたと主張し、証人丙は、本件調査官が原告の襟首をつかむようにして前後にゆするなどしたと証言し、原告は上記主張に沿う供述をする。

しかし、丙の上記証言は、その陳述書（甲12）の記載と整合しておらず、その証言は、想像が多分に入り混じったものであると評価せざるを得ないから、たやすく信用することができない。原告本人の陳述書（甲15）及びその本人尋問における供述は、反対証拠（戊の陳述書（乙111）及びその証言）に照らし、直ちに信用することができない。他に原告の上記主張を認めるに足りる証拠はない。

エ 以上によれば、争点6に係る原告の主張はいずれも採用することができない。

（3）争点7について

争点6に係る原告の主張が採用できない以上、その余について判断するまでもなく、争点7に係る原告の主張は採用することができない。

3 よって、原告の被告に対する本件各請求は、全て理由がないから、これらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所第1民事部

裁判官 武田 夕子

裁判長裁判官北澤純一及び裁判官大島道代は、いずれもてん補のため、署名押印できない。

裁判官 武田 夕子

別紙 省略

課税処分経過表

(単位：円)

年分	項目	区分	確定申告	修正申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
平成16年分	年月日		平成17年3月2日	平成18年9月12日	平成23年6月27日	平成23年8月17日	平成23年11月14日	平成23年12月13日	平成25年5月9日
	総所得金額		2,621,719	2,817,370	6,528,342	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却
	内訳	不動産所得の金額	▲6,281	189,370	3,900,342				
		給与所得の金額	2,628,000	2,628,000	2,628,000				
		雑所得の金額	—	—	180,214				
	納付すべき税額		▲72,063	▲56,463	426,300				
重加算税の額				168,000	164,500				
平成17年分	年月日		平成18年3月7日	平成18年9月12日	平成23年6月27日	平成23年8月17日	平成23年11月14日	平成23年12月13日	平成25年5月9日
	総所得金額		4,671,982	4,889,399	9,209,629	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却
	内訳	不動産所得の金額	1,893,582	2,110,999	6,231,815				
		給与所得の金額	2,778,400	2,778,400	2,797,600				
		雑所得の金額	—	—	180,214				
	分離短期譲渡所得の金額		—	—	3,785,050				
	分離長期譲渡所得の金額		5,136,500	5,136,500	5,356,500				
	納付すべき税額		720,800	755,500	2,782,400				
	過少申告加算税の額				6,000				
重加算税の額				682,500					
平成18年分	年月日		平成19年3月2日		平成23年6月27日	平成23年8月17日	平成23年11月14日	平成23年12月13日	平成25年5月9日
	総所得金額		2,650,748		8,867,447	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却
	内訳	不動産所得の金額	▲726,052		5,297,633				
		給与所得の金額	3,376,800		3,389,600				
		雑所得の金額	—		180,214				
	納付すべき税額		▲357,042		611,900				
重加算税の額				332,500					
平成19年分	年月日		平成20年3月5日		平成23年6月27日	平成23年8月17日	平成23年11月14日	平成23年12月13日	平成25年5月9日
	総所得金額		3,813,628		10,855,338	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却
	内訳	不動産所得の金額	▲356,772		6,472,724				
		給与所得の金額	4,170,400		4,202,400				
		雑所得の金額	—		180,214				
	分離長期譲渡所得の金額		5,720,000		8,358,930				
	納付すべき税額		315,600		2,215,600				
	重加算税の額				654,500				

(注) 1 「不動産所得の金額」欄の▲印は、損失金額を示す。
2 「納付すべき税額」欄の▲印は、還付金の額に相当する税額を示す。

課税処分経過表

(単位：円)

年分	項目	区分	確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決				
平成20年分	年月日		平成21年2月27日	平成23年6月27日	平成23年8月17日	平成23年11月14日	平成23年12月13日	平成25年5月9日				
	総所得金額		3,947,963	12,887,956	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却				
	内訳	不動産所得の金額	▲222,437	8,492,542								
		給与所得の金額	4,170,400	4,215,200								
		雑所得の金額	—	180,214								
		分離短期譲渡所得の金額	—	2,864,009								
	納付すべき税額		▲515,719	2,488,600								
	重加算税の額			1,043,000								
平成21年分	年月日		平成22年3月1日	平成23年6月27日					平成23年8月17日	平成23年11月14日	平成23年12月13日	平成25年5月9日
	総所得金額		2,831,719	12,497,945	全部の取消し	棄却	全部の取消し	棄却				
	内訳	不動産所得の金額	▲1,338,681	8,102,531								
		給与所得の金額	4,170,400	4,215,200								
		雑所得の金額	—	180,214								
		納付すべき税額	▲606,519	1,476,600								
	重加算税の額			724,500								
	平成22年分	年月日		平成23年3月14日					平成23年6月27日	平成23年8月17日	平成23年11月14日	平成23年12月13日
総所得金額		4,263,200	13,045,882	全部の取消し					棄却	全部の取消し	棄却	
内訳		不動産所得の金額	0		8,554,468							
		給与所得の金額	4,263,200		4,311,200							
		雑所得の金額	0		180,214							
		納付すべき税額	▲571,489		1,570,500							
重加算税の額			742,000									

(注) 1 「不動産所得の金額」欄の▲印は、損失金額を示す。
 2 「納付すべき税額」欄の▲印は、還付金の額に相当する税額を示す。

別表2及び別表3、別表4-1から別表4-4まで、別表5から別表7まで、別表8-1から別表8-6まで、別表9-1から別表9-7まで、別表10から別表14まで、別表15-1から別表15-7まで、別表16、別表17-1から別表17-7まで、別表18、別表19-1から別表19-3まで、別表20-1から別表20-3まで、別表21-1から別表21-3まで、別表22-1から別表22-3まで、別表23-1から別表23-7まで、別表24及び別表25 省略